

意見提出手続の運用に関する苦情の申出

令和 7 年 2 月 5 日 申請

現在吹田市では「吹田第三幼稚園及び東保育園の統合による幼保連携型認定こども園化」として以下のスケジュールで計画が進んでいる。

5 今後のスケジュール(案)

令和 7 年(2025年) 2 月定例会	設計予算計上
令和 7 年度(2025年度)	実施設計業務
令和 8 年(2026年) 2 月定例会	工事予算計上 条例改正
令和 8 年度(2026年度)	東保育園改修工事
令和 9 年(2027年) 4 月 1 日	東保育園・吹田第三幼稚園の統合及び幼保 連携型認定こども園移行

吹田第三幼稚園を通して園の保護者にこの計画が開示されたのが令和 6 年 1 2 月 1 7 日。
市は、令和 7 年 1 月 9 日に吹田第三幼稚園の保護者と入園予定者限定で保護者説明会を実施し、その後、東保育園と吹三地区連合自治会にも説明会を行っているが、地域住民への説明会は「幼稚園の利用者は限定的である」という理由で現段階では実施しないとしている。

令和 8 年の条例改正の前にパブリックコメントを実施する予定をしているようだが、この事案は関連法案である設計予算計上の前に実施する必要がある。

吹田市民の意見の提出に関する条例より

(適用除外)

第 4 条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するとき は、意見提出手続を実施しないことができる。

(7) 次に掲げる政策等を定めようとするとき。

キ 市の会計、予算、決算及び契約並びに財産の管理について定める条例、規則 又は審査基準等

とあるが、この第 4 条(7)キに対しての逐条解説には

第 7 号キの市の会計、予算や財産の管理について定める条例等には、「吹田市特別会 計条例」、「吹田市財務規則」のほか、各種の基金条例や市債条例などがあります。ただし、公の施設の新設又は廃止を行う条例のほか、指定管理者制度の導入、施設の 移転、開館日変更に伴う条例・規則の改正については、パブリックコメントを実施する 必要があります。この場合、実施時期には注意が必要です。例えば、公の施設の新設などでは、建設工事着手後にパブリックコメントを実施しても市民意見を反映させること は困難ですので、施設の計画段階でパブリックコメントの実施を検討する必要があります。「公の施設」の主なものを例示すれば、体育施設（体育館、運動場、プール）、教育・文化施設（博物館、図書館、文化会館、公民館、コミュニティセンター）、社会福 祉施設（老人福祉施設、児童福祉施設、保育園）、その他（公園、道路、学校、公営住宅、墓地）です。

とある。

令和 8 年 2 月定例会での条例の改正に伴って令和 7 年 2 月に設計予算計上をする計画だが、この条例改正は『教育・保育施設条例』の

第 4 条(1)吹田第三幼稚園及び第 5 条吹田市立東保育園の項目を「廃止」し、第 2 条に吹田市立東こども園(仮)を「新設」することになる。

令和 7 年 2 月の設計予算計上に伴う条例改正の該当施設は「教育施設」「保育園」であり、改正内容は条項の廃止及び新設。

よって第 4 条第 7 号キに対しての逐条解説にあるよう、パブリックコメントを計画段階で実施すべき条例改正の対象となる。

保育幼稚園室に令和 7 年 1 月 17 日に上記の内容を文書にて問い合わせたが、1 月 30 日現在でも回答がない。

電話で市民自治推進室にも問い合わせたが『現段階ではパブリックコメントを実施する必要がない』との回答があった。

このような市の対応を受けて、地域住民が独自で「吹田第三幼稚園、公立幼稚園への意識調査」として 1 月 18 日よりアンケートを実施したが、1 月 30 日現在 331 件の回答が寄せられており、市の意向に反して、市民の関心の強さを明確にしている。

吹田市民の意見の提出に関する条例には上記の項以外にも、市民に市政への参画機会を保障するために創意工夫がなされている。

第 1 条によって吹田市民の意見の提出に関する条例の目的が明確に記されているが、このまま計画が実行に移されてしまうと、さらに市民の意見反映が困難となる。

吹田市自治基本条例より

(市民の権利) 第 6 条 市民は、次に掲げる権利を有します。

- (1) 市政に関する情報を知ること。
- (2) 市政に参画すること。

とあり、市が市民の権利を侵害していることは明確です。

以上の理由からこの計画の実施機関に意見提出手続の運用に関し、市民自治推進委員会に苦情を申し出ます。

また、計画の実行が間近であることから早急に対応をするべきです。

令和 7 年 1 月 30 日 作成

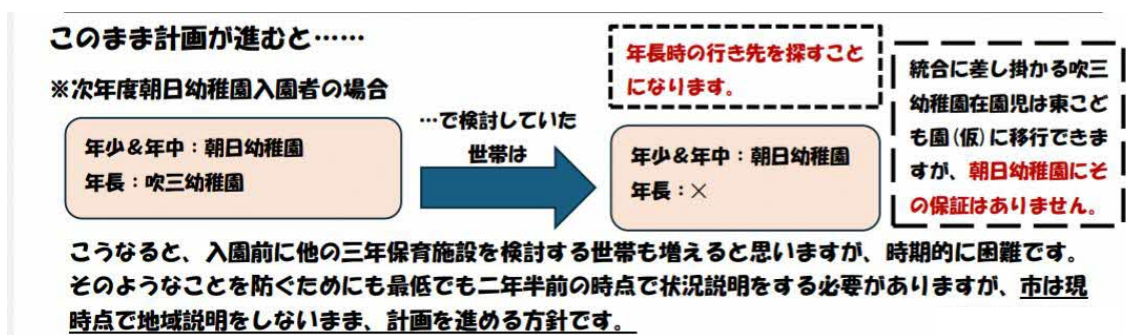
追記

保育幼稚園室はパブリックコメントを令和7年の8月に実施する必要性はあるとはしている。万が一、保育幼稚園室が計画段階での意見募集の必要性を認識しながら、このようなスケジュールで実行しているのならば、「計画段階」の解釈に誤りがある可能性がある。

設計予算法案提出は令和7年2月だが、この計画が吹三幼稚園、東保育園保護者と連合自治会への説明会のみで開示され、実行に移されようとしていることにより、令和7年2月5日現在、以下のような問題もおきている。

例えば吹三幼稚園の園児募集は、廃園に伴い、令和9年度までとしているが、地域の朝日幼稚園も同年に閉園となり、以下のような事態が懸念されている。

令和7年1月発行のチラシより



園児募集打ち切り決定も含めて「計画段階」として事前にパブリックコメントを実施していれば、こういう問題はおきないはずである。

パブリックコメント条例を遵守し、その意図を本当に理解しているのならば、市民生活に影響のない段階を『計画段階』と解釈し、その時点で広く計画を開示し、意見募集を行うのが正しい。

吹田市自治基本条例より

(職員の責務) 第14条 職員は、市民の立場に立ち、創意工夫し、公正、誠実かつ効率的に職務の遂行に努めなければなりません。

2 職員は、職務の遂行に必要な知識、政策立案能力、法務能力等を身につけるよう努めなければなりません。

吹田市市民参画の推進に関する指針より

(8) 職員の意識改革

職員が市民参画の手法に十分に習熟していないために、市民参画を実施する 過程で、市民と職員との間に無用の摩擦が生じたり、時間が浪費されたりする 場合が見受けられます。

職員が市民の立場に立つこと、また、職員の教育が不足しているため、保育幼稚園室は判断を誤り、まさに、□内の状況が令和7年1月より再現されている。

よって、計画段階での市民参画を奨励するこの条例また、それに伴う指針によって、本来、市民生活に影響のない段階で、市民に広く情報開示、意見募集を行うことが正当であること、そしてそれが実現していないことも合わせて苦情申し立てする。

●吹田市市民参画の推進に関する指針より

別紙

計画策定過程における市民参画イメージ図（例）

